

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 役員の結婚式費用

Q : 社長の長男でもある専務取締役が結婚することになりました。

披露宴の出席者のほとんどが取引先など会社と関係のある者ですので、披露宴の費用は会社で負担し、交際費として処理しようと思うのですが、何か問題がありますか。

A : 交際費ではなく、専務取締役に対する賞与になります。

【解説】

結婚式は本来、私的行事ですので、たとえ結婚披露宴の出席者のほとんどが取引先や同業者などの会社関係者であったとしても、福利厚生費や交際費ではなく、その役員への賞与となります。

ちなみに、法人が、法人の役員等が死亡したため社葬を行い、その費用を会社が負担した場合、その社葬を行うことが社会通念上相当と認められるときは、その社葬のために通常要する費用は、交際費以外のその他の損金に算入することができます。このような取扱いとの関連で、結婚披露宴の費用についても同様に取扱われるのではないかという疑問があると思いますが、社葬はその会社の行事であって、死亡した役員等の生前の功勞に対する最後の饞として法人がその費用を負担して挙げるものであるのに対し、結婚式や結婚披露宴は社会通念上は私的行事と認識されていますので、一般的には法人がその費用を負担する理由に乏しいと考えられます。

